

十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例施行規則

平成8年4月1日
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例（平成8年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）及び条例の例による。

(処理できるあわせ産業廃棄物の範囲)

第3条 条例第7条の規定により十勝環境複合事務組合くりりんセンター（以下「くりりんセンター」という。）が、処理することができるあわせ産業廃棄物の範囲は、別表に掲げるものとする。

(適正処理のための搬入制限)

第4条 廃棄物の適正処理に支障を及ぼすと組合長が認めた場合、その廃棄物の搬入を制限することができる。

(処理除外物)

第5条 条例第8条第7号に規定する組合長が特に指定する物とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 動物の死体（産業廃棄物に該当する畜産農業に係るもの以外）
- (2) 液体状のもの
- (3) その他、処理が困難なもの

(搬入時間)

第6条 くりりんセンターに廃棄物を搬入できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(搬入日)

第7条 くりりんセンターに廃棄物を搬入できる日は、次に定める日以外の日とする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する海の日及び体育の日
- (3) 12月31日（午前を除く。）、1月1日及び1月2日

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月26日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月15日)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

2 平成11年3月31日までの間における十勝環境複合事務組合くりりんセンターが処理できる産業廃棄物の種別については、改正後の別表種別の項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	取 扱 分 類
種 別	1 燃えがら（安定無化したもので含水率80%以下のものに限る。） 2 紙くず（パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なうものに限る。）、出版業（印刷出版を行なうものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。） 3 木くず（木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）パルプ製造業及び輸入木材の販売業に係るものに限る。） 4 繊維くず 5 食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物で前処理したもの 6 ガラスくず及び陶磁器くず

別表（第3条関係）

くりりんセンターが処理できるあわせ産業廃棄物分類表

区分	取扱分類
種別	1 燃えがら（安定無化したもので含水率80%以下のものに限る。） 2 紙くず（パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なうものに限る。）、出版業（印刷出版を行なうものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。） 3 木くず（木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）パルプ製造業及び輸入木材の販売業に係るものに限る。） 4 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの限り、PCBが染み込んだものを除く。） 5 食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物で前処理したもの 6 ガラスくず及び陶磁器くず 7 肉骨粉
形状	長さ1メートルを越えるものは、1メートル程度の長さに切断したもの
排出者	利用市町村内の中小企業者で上記の産業廃棄物をくりりんセンターへ搬入することについて、別に組合長が定める様式に従ってあらかじめ届け出て、その指示を受けた者
備考	くりりんセンターが行う一般廃棄物の処理・処分に支障を及ぼすと組合長が認めた場合、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

附 則（平成12年4月1日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月27日）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月1日）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。